

# 廃棄物対策課からのお知らせ

## 家庭用生ごみ減量対策補助金制度

○家庭用電気式生ごみ処理機  
購入金額(消費税を含む)の2分の1(100円未満切捨て)。ただし、25,000円を上限とします。

○発酵容器(通称EM発酵容器)  
容器を2個以上購入した方に、容器1個分(2,000円)を補助します。

○生ごみ減量容器(通称コンポスト)  
購入金額の2分の1(100円未満切捨て)。ただし、3,000円を上限とします。

※補助要件・申込方法については、お問合せください。  
石巻市ホームページでも、確認できます。



問 廃棄物対策課(内線510)

## 雑紙類(ごつがみるい)の分別にご協力ください

平成18年4月から新たに分別品目に加わった「雑紙類」は、皆さんのご協力のもと昨年1年間で約410トンの雑紙を回収しリサイクルすることができました。

しかし、予定していた回収量にはまだまだ近づいていません。今後も「雑紙類」の分別ルールを守り、ごみの減量化に取り組ましましょう。

★雑紙類の出し方  
雑紙類分別専用袋(黄色文字で印刷されたもの)に分別して、月2回古紙の回収日に出しましょう。

●雑紙類として分別するもの  
ティッシュ箱(ビニールは外す)、菓子箱、折箱(紙製)、包装紙、封筒、学校および役所などから配布されるプリント類など

✕雑紙類として出せないもの(通称：禁忌品(きんきひん))  
写真、レシート、ビニールコート紙、紙コップ(ワックス加工紙)、米袋、紙おむつ、紙類以外の素材が付着しているもの、紙製以外のもの(プラスチック製品、びん、缶、布)

問 廃棄物対策課(内線510)

## ごみ集積所からの資源物の無断持ち去りは絶対にやめてください

●対象資源物  
古紙(新聞紙、雑誌、古本、ダンボール、紙パック)、空き缶、空きビンなど

ごみ集積所に出された資源物については、市に所有権が帰属し、指定された事業者以外の者が資源物を持ち去ることを禁止しています。

市としては、警察署の協力を得ながらパトロールを継続的に実施し、資源物の持ち去り防止に努めていますので、市民の皆さんにおきましても、持ち去りの現場を発見した場合、持ち去り車両のナンバーなどを連絡いただくとのご協力をお願いいたします。

連絡先 廃棄物対策課

☎95-1111(内線402・403)

## 明るい選挙啓発ポスターコンクール

市では、明るい選挙を啓発するため、毎年ポスターコンクールを実施しています。平成19年度は次の方が受賞しました。(敬称略)

### 【小学校の部】

吉田 碧	(広瀬小 3年)
西村 歩	(渡波小 6年)
狩野真由子	(大川小 6年)
菊池 優菜	(蛇田小 6年)
小林 脩奈	(須江小 6年)

### 【中学校の部】

中川 洋輔	(山下中 1年)
西條 仙之	(蛇田中 1年)
三浦 悠	(稲井中 3年)
秋山 春菜	(山下中 3年)
加藤 尚子	(青葉中 3年)

### 【高等学校の部】

門馬 香澄	(市女高 1年)
奥田 朋美	(市女高 1年)
高橋 望	(市女高 1年)
生沼 未樹	(市女高 1年)



中川 洋輔(山下中1年)  
県入選 (佳作)



奥田 朋美(市女高1年)  
県入選 (2位)



門馬 香澄(市女高1年)  
県入選 (1位)

# 高齢者 医療制度の見直し

次のとおりの見直しが行われ、実施されることになりましたのでお知らせします。

1 70～74歳の方の窓口負担が、平成20年4月から平成21年3月までの1年間で1割に据え置かれます。

※すでに3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

※昨年の制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

2 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料が、平成20年4月から9月までの6カ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6カ月間は、被保険者均等割額が9割軽減された額となります。

## 〈対象者〉

75歳以上の方（65～74歳

で一定の障害認定を受けた方を含む）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日前日）において被用者保険（政府管掌保険や企業の健康保険、公務員の共済組合など、いわゆる「サラリーマン」の健康保険のこと。国民健康保険は該当しません）の被扶養者となつて居る方

※昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者については、後期高齢者医療制度の被保険者となつた日の属する月から2年間、被保険者均等割額を5割軽減することとされていますが、今回の措置は、それに加えて行うものです。

問 国保年金課（内線27）・高齢者医療制度対策室（内線649）



# 後期高齢者医療制度および特定健康診査等説明会

平成20年度から老人医療制度に代わり後期高齢者医療制度が始まります。

この制度の対象となる方は、75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障害がある方です。

また、基本健康診査が特定健康診査などに変わり、医療保険者の責任において、40歳から74歳までの加入者やその扶養家族を対象に行われます。

市では、これらの概要について、次のとおり説明会を開催します。対象となる方だけでなくそのご家族の方もぜひ最寄りの会場へお越しください。

2月12日（火）	午前10時	雄勝公民館	大ホール
2月13日（水）	午前10時	ビッグバン	集いの部屋
2月13日（水）	午後2時	北上公民館	交流ホール
2月14日（木）	午前10時45分	牡鹿公民館	大会議室
2月15日（金）	午前10時	遊楽館	会議室
2月15日（金）	午後2時	桃生公民館	視聴覚室
2月19日（火）	午前10時	蛇田公民館	大ホール
2月19日（火）	午後2時	稲井公民館	大ホール
2月21日（木）	午前10時	渡波公民館	大ホール
2月21日（木）	午後2時	荻浜公民館	会議室
2月22日（金）	午前10時	石巻中央公民館	大ホール

問 高齢者医療制度対策室（内線649）

# 第5回「結婚相談事業」

この「結婚相談事業」は、結婚を強く希望する、独身の男女、および子どもを望む親を相手に、専門相談員によるカウンセリングを行い、良きパートナーとの出会いや幸せな結婚生活を送るためのアドバイスを受けるものです。

とき 2月21日（木）・22日（金）  
午前10時30分～午後3時

ところ 石巻文化センター

対象者 市内在住の方

相談内容 結婚全般（出会い、初婚・再婚など）

共催 石巻市・みやぎ青年交流推進センター

相談料 無料

申し込み 両日とも先着5人ずつ

電話にてお申し込みください。

※参加者のプライバシーは厳守します。

問 総合政策課 ☎95-1111（内線493・494）

